

利用者の権利擁護について

はじめに

利用者の権利擁護において、自律・自立生活や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。

権利擁護と権利侵害について、概要に触れながら、盛岡地域福祉センターにおける取組をお知らせします。

また、成年後見制度のご案内を添付していますのでご覧ください。

政府においては、障害の有無に関わらない多様な生き方を前提にした、共生社会の実現を目指しています。共生社会の実現には、障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠です。

平成 26 年 1 月に批准した、国連の「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定められています。

出典) 厚生労働省・こども家庭庁『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』令和 6 年 7 月 p.1

1. 障害者権利条約と意思決定支援

平成 18 年 12 月 13 日、国連で障害者権利条約が採択されました。成立の過程で繰り返された「Nothing about us, without us! (私たち抜きに、私たちのことを決めないで!)」という言葉が、今、障害者福祉の基盤になっていると言えます。障害があっても弱い庇護される存在ではなく、合理的配慮が提供されれば障害がない人と対等な市民、権利の主体者として暮らしていくことができるという、まさに「障害者観の転換」をもたらしたのがこの条約だと評価されています。

「合理的配慮」とともに、注目されているのが「意思決定支援」です。障害があっても、自らの人生を自己決定し、納得できる生き方を貫く、まさに権利擁護を実現するためのキーワードとも言えるのが意思決定支援です。

出典) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 『高齢の方や障害のある方の暮らしを支えるための「権利擁護」ガイド 平成 29 年 1 月』p.10-11

権利侵害にあたる障害者福祉施設従事者等による障害者虐待や、要介護施設従事者等による高齢者虐待は、次の行為とされています。

- ① 身体的虐待：障害者・高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者・高齢者にわいせつな行為をすること又は障害者・高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者・高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者・高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者・高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者・高齢者の財産を不当に処分することその他障害者・高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

厚生労働省の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書では、虐待の発生要因を

- ① 教育・知識・介護技術等に関する問題
 - ② 職員のストレスや感情コントロールの問題
 - ③ 倫理観や理念の欠如
 - ④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ
 - ⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
- の5つに分類しています。

それによると、①「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、次いで②「職員のストレスや感情コントロールの問題」③「倫理観や理念の欠如」があります。

また、組織の課題として④「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や⑤「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」も原因として挙げられています。

出典) 厚生労働省・こども家庭庁『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』令和6年7月 p.29

盛岡地域福祉センターにおける利用者の権利擁護のための取組

- 1 「盛岡地域福祉センター虐待防止のための指針」を策定し、基本的な考え方、発生時の通報など対応フロー、報告書様式等9項目を定めています。

事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、高齢者及び障がい者等（以下「利用者」という。）の尊厳を害する人権侵害であり、犯罪行為である。盛岡地域福祉センター（以下「事業所」という。）は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の理念に基づき、利用者の権利利益を擁護するとともに虐待の早期発見及び早期対応に努め、虐待に該当する次のいずれの行為も行わない。

①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放置 ⑤経済的虐待

- 2 「盛岡地域福祉センター身体拘束等の適正化のための指針」を策定し、基本的な考え方、発生時の具体的な手続きや対応フロー、報告書様式等7項目を定めています。

事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の行動の自由を制限する行為であり、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。盛岡地域福祉センター（以下「事業所」という。）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束による影響を理解するとともに身体拘束の廃止に向けた意義を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

- (1) 支援の実施に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するための緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行わない。

- (2) 例外的に次の全ての要件を満たす場合は、必要最低限の身体拘束等を行う場合がある。

ア 切迫性 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

イ 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

ウ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3 責任者と担当者の設置

- (1) 虐待防止責任者・身体拘束適正化責任者 所 長 小綿 義道
- (2) 虐待防止担当者・身体拘束適正化担当者 副所長 伊五澤 水穂

4 委員会の設置

虐待防止・身体拘束適正化委員会を3ヵ月に1回以上開催しています。委員会で協議された内容は、職員に周知しています。

5 職員教育・研修

(1) 定期的な教育・研修（年2回以上）

4月1日職員会議において理念、職員倫理綱領、指針等各種マニュアルの研修のほか、毎月開催する職員会議において、障害者の権利に関する条約、障害者総合支援法、障害者基本法、発達障害者支援法、社会的障壁、強度行動障害の理解、ソーシャルワーク実践理論・モデル等の研修を行っています。また、センターの運営法人である盛岡市社会福祉事業団が実施する虐待防止研修受講者によるWeb伝達研修を全職員が受講しています。

(2) 新任職員に対する教育・研修

4月1日職員会議における研修のほか、採用時に実施しています。

(3) その他必要な教育・研修

強度行動障害支援者養成研修、苦情解決研修、成年後見制度利用促進研修等を受講するとともに、職員への伝達研修を行っています。また、職業性ストレス簡易調査票によるセルフチェックに取り組んでいます。

6 チェックリストの実施

目的

障害者及び高齢者の虐待防止に関する取組みは、障害者及び高齢者の人権の尊重や権利擁護の具現化につながることをのみならず、利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上という観点からも意義のある実践です。

盛岡地域福祉センターは、「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」を活用し、障害者及び高齢者の虐待防止に向けた体制の整備や職員の意識の向上等を図る取組みを実践します。

ア 体制整備チェックリスト	5・11月実施
イ 虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート	6・12月作成
ウ 職員セルフチェックリストの実施	7・1月実施
エ 早期発見チェックリストの実施	8・2月実施

7 各種会議の目的

盛岡地域福祉センターでは、毎月、職員会議、ケア会議、給食会議を開催しています。目的の中核に利用者一人ひとりの人権を尊重し、個人の尊厳を大切にすることを定めています。

おわりに

経営理念

「^{よろこび}喜び」と「^{きぼう}希望」と「^{しあわせ}幸せ」を

盛岡市社会福祉事業団は、利用者が笑顔で喜びを感じながら、希望を持って健康で幸せな生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりの人権を尊重し、個人としての尊厳を大切に、真心を込めた支援に努めるとともに、関係団体等と連携を図りながら地域共生社会の実現に貢献します。

盛岡地域福祉センターは、ご利用者様の権利擁護のための取組を継続し、これからも真心を込めた支援に努めて参ります。

令和8年7月25日

盛岡地域福祉センター 所長 小綿義道